

## 随意契約の相手方等の公表（随意契約後の公表）

富山県会計規則第 100 条の 2 第 2 項第 3 号の規定により次のとおり公表する。

平成 25 年 1 月 17 日

富山県知事 石井隆一

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量  
不思議なスリットスポンジ(小：キッチン用)、20 個  
不思議なスリットスポンジ(大：風呂掃除用(大型器具洗浄用))、10 個
- 2 物品等を調達した室課の名称及び所在地  
富山県農林水産総合技術センター食品研究所 富山市吉岡 3 6 0
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成 25 年 1 月 8 日
- 4 随意契約の相手方の住所又は所在地及び氏名又は名称  
〒939-0303 射水市西高木 1181-1  
有限会社 村製作所
- 5 随意契約に係る契約金額  
4,950 円
- 6 随意契約の理由  
地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 4 号に該当する  
ため。(新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として知事の認定を受け  
た者が新商品として生産する物品を購入する契約に該当するため)